

件名	愛媛県森林そ生緊急対策基金条例の一部を改正する条例
主管課	森林整備課
根拠法令等	

【改正の概要】

国の平成23年度3次補正により、森林整備加速化・林業再生事業費補助金により行う事業の実施期限が延長されたこと等に伴う基金の設置目的の改正及びその設置期間を延長するための改正。

第1条（設置）の改正

地球温暖化の防止に向けた森林吸収目標の達成並びに木材及び木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、間伐等の森林整備の促進及び間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図り、もって水源のかん養等の多面的機能を有する森林をそ生させるために要する経費の財源に充てるため、森林そ生緊急対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

内のみを残す改正。

附則第2項の改正

この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

↓
平成27年3月31日

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

基金事業の内容

- 1 事業実施主体 県、市町、森林組合、森林整備法人、林業事業者、木材加工業者などからなる協議会の構成員
- 2 事業実施期間 平成21年度～26年度
- 3 事業内容

事業メニュー	補助率等
地域協議会の運営、調査・調整計画作成、普及等	定額（10/10）
間伐等	定額
林内路網整備	定額
森林境界の明確化	定額
高性能林業機械等の導入	定額（1/2 以内）
木材加工流通施設等整備	定額（1/2 以内）
木質バイオマス利用施設等整備	定額（1/2 以内）
流通経費支援	定額
市町指導等事業費	1/2 以内
森林・林業人材育成加速化	定額（10/10）